CDM吸収源事業説明会

~COP9報告会~

吸収源CDMの運用ルール等 に関する決定

COP9報告

林野庁 計画課 調査官 永目 伊知郎

日 時:平成16年1月13日(火) 午後2時~4時05分

場 所:国立オリンピック記念青少年総合センター

(財)国際緑化推進センター

○司会(仲) 長くお待たせいたしました。定刻になりましたので、これから吸収源CDM事業説明会(C OP9)の報告会を開催させていただきます。

私、本日の司会進行をさせていただきます国際緑化推進センターの仲と申します。よろしくお願いいたします。

報告会の開催に先立ちまして、本日の進行と申しますか段取りをちょっとご説明させていただきます。 予定といたしまして、ただいま2時から所要2時間程度と考えています。本日の講師は後程ご紹介させていただきますが、林野庁の永目調査官です。調査官の方から、おおむね1時間程度ご説明いただきまして、そのあと、若干休憩をいただきます。その後、質疑ということで、午後4時を目途に終了させていただきたいと思っています。

1点だけ、予めご協力お願いしたいと思いますが、携帯電話をお持の方は、ご迷惑がかかるものですから、スイッチは切っていただくようによろしくお願いいたします。

それでは、ただいまからCOP9の報告会を開催いたします。

冒頭、当国際緑化推進センターの理事長、塚本隆久からごあいさつを申し上げます。

理事長、よろしくお願いいたします。

○塚本理事長 国際緑化推進センター理事長の塚本です。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

昨年の12月1日から12日まで、イタリアのミラノにおきまして、気候変動枠組条約の第9回の締約国会合COP9が開催されました。その報告会のご案内を申し上げましたところ、関係者の皆様にこのように大勢ご出席いただきまして、まことにありがとうございました。

1992年に採択されました気候変動枠組条約は、その究極の目的を人類の活動によって気候システムに危険な影響をもたらさない水準で、大気中の温室効果ガス濃度の安定化を達成することとしています。94年の条約発効以降、関係国はこの目的の達成に向けて多くの会合を重ねてまいりました。

そして、1997年、京都で開催されましたCOP3におきましては、先進各国毎の温室効果ガスの排出削減目標や、CDMを含む京都メカニズムを定めた京都議定書が採択されたところですし、また3年前にマラケシュで行われましたCOP7におきましては、京都議定書の運用ルールとなるマラケシュ合意が採択されるなど、多くの成果を得てまいったところです。

そして、今回のCOP9では、京都議定書の早急の発効やCDMの速やかな実施ということが議長総括の中に盛り込まれますとともに、吸収源CDMの実施細則が確定されるなど、大きな進展が見られたと思っています。

さて、本日は講師といたしまして、日ごろ何かと当センターがお世話になっています林野庁計画課の

永目調査官においでいただいています。永目調査官は、COP9の日本政府団の代表といたしまして、2 週間にわたり現地の会議に出席をされまして、この間、吸収源CDMが現実のものとなるように精力的に 交渉に臨まれたと承知しています。昨年のSBSTA18の報告会も、この会場で開催いたした訳ですが、 その講師も務めていただきまして、引き続いて、またよろしくお願いを申し上げたいと思っています。

私共、国際的緑化推進センターといたしましては、2000年にCOP6の報告会を開催して以来、吸収源 CDMに焦点を当てまして、COPやSBSTAの報告会を継続的に実施してまいりました。

そして、今回はいよいよ吸収源CDMの定義やルールなどのCDM事業を具体的に実施する上で必要不可欠な機構について報告がなされる、こういう段階になったということについては、喜ばしく思っているところです。当センターといたしましても、今後とも、こうしたCOPの報告会を初めといたしまして、CDM関連の人材育成、研修などを通じまして、吸収源CDMの実現に引き続き力を尽くしてまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

最後に、本日のこの報告会がご参集の皆様方の地球温暖化問題や、地球レベルでの緑化活動の重要性の認識を、さらに強めていただく機会になりますことを期待申し上げながら、簡単ですが、ごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。(拍手)

○司会 どうもありがとうございました。

では、ただいまから、永目調査官の講演をいただきたいと思います。

永目調査官、よろしくお願いいたします。

○永目 ご紹介いただきました林野庁計画課の永目です。COPが終わりまして、ちょうど1カ月になるところですが、まだ決定しましたルール、生まれたてほやほやの赤ん坊のような状態でございまして、今日初めて林野庁としても、こういう各般の皆様に直接、詳しくその内容についてご説明する機会を持つことが出来ましてありがたいと考えています。

交渉中は、このCOP9で、果たして本当にルールが決まるのだろうかと、そういうような場面もございました。しかし、参加している者すべてが、COP9で決まらなければ、COP10、いやCOP11をやっても決まらないだろう、そういう危機感を持ちまして妥協すべきところは妥協し、受け入れられないと思われたところにあっても、また新しい解釈を加えつつ、今回、1つの成果物として吸収源CDMの運用ルールというものが取りまとめられたところです。

そういう背景がありますので、詳しくご説明すればする程、実は矛盾点・疑問点というようなものも抱えている訳ですが、そういうものにつきましては、先程ご挨拶がございました国際緑化推進センター等におきます私共の補助事業等を通じて、これからどういうふうに具体的にプロジェクト・デザイン・ドキュメントを

書いていくのか、というようなことに、結び付けていただきたいと考えていますので、今日は、そういう問題 点につきましても、またこういうところが実は整理されていない、というようなことを、私の交渉メモの中で 分かる範囲でご説明申し上げたいと考えています。

政府レベルの交渉ということだった訳ですが、ご承知の通りCDMというのは、皆さん、民間事業者が 参画するスキームですので、これからは基本的に主導権は皆さんの手に委ねられると、こういう形になっ ていますので、第1号を、是非日本から出すという意気込みで、皆さんにも色々とご検討いただければと 考えています。

それでは、パワーポイントを使ってご説明申し上げますので、袖の方に移って、ご説明に移りたいと思います。

それでは、ハンド・アウトの資料もありますので、それに基づいて、あとスライドを見ていただきながら、ご 説明したいと思います。

決定の意義(その1)

- ◆ これまで2年間かけて検討し、協議されてきた植林による吸収源CDMの定義・ルール・手続きが合意され採択→スケジュール通り。
- ◆ CDMは、京都議定書における柔軟措置の中で、途 上国が参画する唯一のスキームであり、国内措置を 補完しつつ、事業実施国(途上国;ホスト国とも称す る)内の持続可能な発展に資するもの。
- 排出源(エネルギー関連)CDMは、そもそもある程度 エネルギーを集約的に消費している国が対象となる →すべての途上国が対象とはならない。

先ず、2年間かけて、吸収源CDM の定義・ルール・手続き等が交渉されてきた訳ですが、COP9で決定するというスケジュール通りで決着を見たということは、国際社会、今、京都議定書の発効に向けて足踏み状態にある訳ですが、議定書の中の重要な柔軟的措置であります京都メカニズムの内、最終的に残っていたルールが決定したということは、国際社会へ

の良いシグナルとして一定の評価が出来ると考えています。

そういう中でも、このCDMにつきましては、ご承知の通り、事業実施国内におきます持続可能な発展に資するもの、こういう位置付けがなされている訳ですので、そういう点でも、きちんと決まったということは喜ばしいことだと考えています。

CDM事業の中には、今回ご説明する吸収源活動以外に、既にルールが決定しています排出源活動、いわゆるエネルギー関連のCDMがある訳ですが、エネルギー関連のCDMというものの性格を少し分析してみますと、そもそも、ある程度エネルギーを集約的に使って消費している国でないと、その対象にはなり得ないというところが、排出源のCDMの性質に由来するところだと考えています。

決定の意義(その2)

- ◆ 一方、吸収源CDMは、ルールに合致するある程度 まとまった土地が賦存していれば、どこでも受け入 れが可能なスキーム。
- ◆ 特に、小規模吸収源CDMのスキームは、温暖化の 影響を最も受けやすいとされている最貧国や小島嶼 国での実施も可能なもの。
- ◆ 今後は排出源CDMに加えて、吸収源CDMの活用を 通じて、国際社会全体で温暖化防止対策を実施す ることが望まれており、我が国としても積極的に支援・ 参画する必要がある。

一方、吸収源のCDMにつきましては、これからご説明いたします決定ルールに合致した、ある程度まとまった土地、そういうものがあれば、どこでも受け入れが可能なスキームである、こういうところにユニークさがあると考えています。

その中でも、今回、小規模の吸 収源CDMのスキームが認められ たということは大変意義があることと

考えています。

特に、温暖化の影響のフロント・ラインに立たされているLLDCや小島嶼国、こういうところでの実施を考えた場合に、是非とも小規模吸収源CDMというものが必要だと考えていたところですが、こういうものが認められたということは、大変喜ばしいことだと考えています。

そういう中で、今後、我々が国際社会の中の一員としてどのように考えていくかということですが、排出源のCDMと車の両輪となります吸収源のCDMの活用を通じて、国際社会全体が温暖化の防止対策を積極的に推進していく、ということが望まれている訳ですし、単に我が国の排出削減のクレジットを稼ぐということだけでなく、国際社会全体が参画するスキームを次の約束期間に構築していくという観点からも、吸収源CDMの活用ということが望まれていると考えています。

対象となる事業活動(その1)

- ◆ 新規植林と再植林のみ(Section A. 1.)。
- 再植林の基準年は、附属書I国内の森林に関する定義と同じの89年末と決定(Section A. 1.)。つまり、
- ◆ 新規権林:少なくとも50年間森林でない土地を森林 に転換する行為(Draft decision -/CMP.1(LULUCF) Annex Section A. 1.
 (b))。
- ◆ 再権林:89年末以来森林でない土地を森林に転換する行為(Draft decision -/CMP.1(LULUCF) Annex Section A. 1. (C))。

対象となりますのは、新規植林と再 植林のみです。なお、資料の中に (section A. 1)などと書いてあります が、今回、採択されましたL27というド キュメントのセクションの参照する番 号を入れておきました。現在までのと ころ、決議番号がふられていないの で、L27というのが現時点での最終的 なドキュメントになっています。

再植林の基準年につきましては、

大変議論を呼んだところですが、89年末にすべきという主張に対して、それを証明するデータや資料が

乏しいという状況を踏まえ、99年末という、10年新しいデータに基づくべきだという主張があった訳で、我が国としては、後者の主張をこれまで行ってきた経緯があるところですが、この基準年問題につきましては、そもそも京都議定書の基準年が90年ということであり、一方、99年末という、言い換えれば2000年という新たな基準年を再植林に関して作るということになりまこと、結果としてダブル・スタンダードを認めるということにも繋がりますし、加えて、今回このように基準年を変更するということになりますと、将来もそういうように基準年が変更され得るのではないか、という悪しき印象を与えることとなります。具体的にどういうことかと言いますと、今まだ残っている貴重な天然林を伐採して、今、決まっている第1約束期間ではなくて、第2約束期間以降、新たにそこに再植林CDM事業が出来るように土地を確保しておく、こういう悪しきインセンティブを与えるという指摘もあり、議定書または枠組条約そのものの基準年である90年を尊重し、その前の日ということで89年末が再植林の基準日として決定されたところです。

そういう背景の中で、新規植林につきましては、国内の森林と定義は同じですが、少なくとも50年間森林でない土地を森林に転換するという行為、ということになりましたし、再植林は、今申し上げたような経緯を踏まえて、89年末以来、森林でない土地を森林に転換する行為、こういう定義に落ちついたところです。

この定義に落ちつく中で、後で申し上げます追加性の定義ということについても、水面下で動きがあったのですが、これについても、最終的にはマラケシュ合意に基づいた文章表現にするという形で落ちつきました。そういう意味で、再植林の基準年と追加性の定義に関して、取引が成立したというように考えていただいても結構かと思います。

対象となる事業活動(その2)

◆ 森林の定義: 附属書I国内の森林に関する定義と同じ(Draft decision -/CMP.1(*LULUCF*) Annex Section A. 1.)。 すなわち、

① 最低樹冠率: 10%~30% ② 最低面積: 0.05ha~1.0ha

③ (成木時の)最低樹高: 2m~5m を越えるものが森林。各国は閾値の中から任意の値 を選択可能(Section F. 8)。

プロジェクト境界:地理的に区分されている土地。複数の区分された土地を含むことも可(Section A. 1.(b))。

森林そのものの定義につきましても、国内の森林に関する定義と同じということになりました。即ち、3つの閾値が設定されておりまして、1つは最低樹冠率ということで10~30%、もう一つは最低面積で0.05~1.0ha、3番目が最低樹高ですが、成木時の最低樹高として2~5mという、この中で各国が任意の値を選択することが可能であるという

ことになりました。また、森林そのものの定義は、IPCCのGPG等にて解説されていますが、forest landであり、woody vegetationにて構成されるものとなっています。Woody vegetationとは、木本類のことであり、

secondary xylemが形成される植物であります。

区域につきましては、プロジェクトという、いわゆる事業単位で計測していくということになっていますので、その境界を確立しなければいけない訳ですが、プロジェクト境界の定義というのは、地理的に区分されている土地であり、また、プロジェクトの中には、複数のそういう区分された土地を含んでもよろしい、こういう定義になりました。

対象となる事業活動(その3)

- ◆ 事業参加資格:
- ◆ 排出源CDMの参加資格と同じ: 京都議定書の締結、 初期割当量の確定、国家登録簿の設置、排出・吸 収目録の提出等(Section F. 7.)。
- 森林の定義に関する3つの閾値をCDM理事会に報告していること(Section F. 8. and 9)。

事業の参加資格については、1 つには排出源CDMの参加資格と 同じものが要求される訳ですが、 加えまして、吸収源につきましては、 先程のスライドにありました森林の 定義に関して、3つの閾値をCDM 理事会に報告していくことが条件 になりました。

事業を実施する際に、ホスト国自 体がどういう定義を採用するかとい

うことが1つのポイントになる訳ですので、樹冠率を、例えば10%に設定するのか、30%に設定するのかということは、例えばアグロ・フォレストリー的な事業を採用する際に、やはりチェックすべき項目になると考えています。

吸収量の計測方法(その1)

- ◆ 基本的アプローチ:全てにおいて"保守的"に計測。
- ◆ "純人為的吸収量"(発効されるクレジット量のベース となるもの; Section A. 1. (f)): A
- ◆ "事業活動による純吸収量"(事業に起因する炭素蓄積の変化ー事業に起因する排出の増加; Section A. 1.
 (d)): B
- ◆ "ベースライン純吸収量"(事業がない場合の炭素蓄積の変化、注:排出の控除は行わない; Section A. 1. (c)):
- ◆ "リーケッジ"(事業の境界外における事業に起因する排出の増加; Section A. 1. (e)):D

吸収量の計測方法につきましては、 全ての計測対象に対して、保守的か つ透明性のある手法で計測していき ましょう、こういうスタンスが一環として 流れるルールとして確立しています。

そういう中で、今回決まりました定義、 用語の定義ですが、"純人為的吸収 量"というものが、いわゆる発行される クレジット量のベースとなるものになり ました。また、事業活動によって、オ

ペレーショナル・エンティティが計測していく最終的な対象物は、純人為的吸収量となっています。

次に"事業活動による純吸収量"というものが定義されています。これはどういうものかと言いますと、

"事業に起因する炭素蓄積の変化"、基本的には、それは増加していくものですが、それマイナスの"事業に起因する排出の増加"、これが、"事業活動による純吸収量"と定義されています。

3番目に、"ベースライン純吸収量"というものが定義されていますが、これにつきましては、"事業が行われない場合の炭素蓄積の変化"ということで、上にあります事業活動による純吸収量の計測のときには控除した排出を、ここでは控除しないということになりました。本来ベースラインについても、当然炭素の吸収から温室効果ガスの排出を差し引くことが自然な訳ですが、"事業活動による純吸収量"の計算で排出を控除する際に、排出量全体ではなく、排出の増加量(つまり、ベースライン時の排出量と事業活動時の排出量を比較して、その増加分)のみを控除対象としているので、ベースラインで排出を差し引かなくても、全体としての平仄は合っていることとなります。

ここで、事業活動による純吸収量とベースラインによる純吸収量とを再度比較してみたいと思いますが、 事業活動時における排出の取り扱いは、ベースライン時よりも事業活動時に排出が増加、そうしている 場合に、増加部分をマイナスします。

これとは逆のケースで、事業活動によって排出が減少する、つまりベースライン時に比べて事業活動時に排出が減少する場合、例えばベースライン時には、その対象地域で放牧が行われる。しかし、事業活動によって放牧を止めて植林に転換しますと、放牧していた牛が減る訳ですので、牛は温室効果ガスの中のメタンをたくさん排出していますが、そのメタンの排出が減少する。こういうシナリオが有りうる訳ですが、その減少部分を事業活動のところで排出の減少ということでカウントしますと、マイナス分のマイナスでプラスになってしまいますので、その部分だけでクレジットが稼げてしまう。放牧事業を止めたことだけでクレジットが稼げてしまうというシナリオは、植林に関するCDMの事業では認めないというルールになりましたので、ベースライン時の排出との比較の見合いにおいて、事業活動時に排出が増加していたら、その部分はきちんと引きますよという構造になっています。ここのところは、英語では、アボイデッド・エミッションによるクレジットは認めない、つまり、エミッションを抑えるということだけで、クレジットを与えることしない、こういうルールになっています。

次にリーケッジ。事業の境界外におきます事業に起因する排出ですが、これにつきましても、先程と同じように、排出が増加するということだけをリーケッジとしてカウントする、こういう構造になりました。先程の放牧の例で言いますと、事業地内で減少した放牧の牛が、事業地の境界外へ移動した場合には、それだけ排出が増加しますので、リーケッジとして取り扱われます。

吸収量の計測方法(その2)

- ◆ 除外対象: "純人為的吸収量"が増加しないのであれば、"事業活動による純吸収量"及び"ベースライン純吸収量"の計測に際して、(複数の)炭素プールや他の温室効果ガスの排出(CH4、N2O)を計測しなくても良い(Section G. 21.)。
 - 具体的には、
- → 炭素プール: "純人為的吸収量"が事業活動により 増加しているもの(計測にかかるコストとの比較において)。
- ◆ 他の温室効果ガス:ガスの排出量が事業活動により減少しているもの(そもそも定義上も排出は増加のみを対象としているので、言わずもがな)。

吸収量の計測方法の中で、除 外対象を認めるルールも採択され ました。例えば、純人為的吸収量、 最終的にクレジットを発行する対象 になるものですが、それが増加しな いという前提であれば、事業活動 による吸収量なりベースラインの吸 収量の計測・計算に際して、ある (複数の)炭素プールや他の温室 効果ガスの排出、これを計測しなく て良いというルールです。

具体的に、どういうことを意味しているかと言いますと、炭素プールにつきましては、純人為的吸収量がベースライン時より事業活動時に増加しているもの、これは計測にかかるコストとの比較において除外しても良いということです。地上部バイオマスとか、地下部バイオマス、これらは事業活動で増加する炭素プールの主要部分ですから、これらを計測の対象から外すという選択はあり得ないと思いますが、例えば落葉落枝とか枯死木とか、または土壌有機物の中で、計測のコストが嵩む割には、得られる吸収量、つまりクレジットが少ないという炭素プールにつきましては、事業活動により確実に増加しているということを証明すれば、他の炭素プールのように絶対値でもって計測する必要はないということです。相対的なトレンドとして、ベースライン時に比べて増加しているのか、または減っているのかということはチェックしなければいけませんが、何々mg増加したというような絶対値の精度でもって計測する必要はないし、それをコストとの見合いにおいて事業者は任意に選択して良い、こういうルールになりました。一方、純人為的吸収量がベースライン時より事業活動時に減少しているもの、これは、排出源となっている訳ですから、計測しなければなりません。

他の温室効果ガスにつきましては、ガスの排出量が事業活動により減少しているものは計測しなくても 良い、という風にルール化された訳ですが、そもそも1枚前のスライドの定義上も、他の温室効果ガスの 排出は増加のみを対象としている、こういうルールがありますので、ここは言わずもがなの定義になって います。

非永続性と長期性(その1)

- 非永続性:炭素を吸収・固定したという効果が、伐採・ 火災等により、永続しないリスクがあること。
- 長期性:吸収源事業はその生態系へのサービスを 発揮されるためには、事業期間を長期にすることが 肝要。特に、長伐期樹種の誘導・奨励のためにも。
- ◆ クレジットの種類:
 - ① 短期的な期限付きのクレジット: tCER(Section A. 1. (g))
 - ② 長期的な期限付きのクレジッット: ICER (Section A. 1.

非永続性といいますのは、炭素を 吸収・固定したという効果が、伐採・ 火災・台風、そういう災害等により永 続しないリスクがあるということですし、 ここでいう長期性というのは、吸収源 CDM事業は、炭素を固定するという だけではなくて、その生態系へのサ ービスを発揮させるということが期待 されており、そのためには事業期間 を長期的にするということが重要だと

いうことです。吸収源CDM事業は、熱帯地域が対象の中核になろうとは思いますが、長伐期樹種の植林に対する誘導とか奨励のためにも、そういう長期性が求められるという点は、我が国が強く主張したところでありますが、そういう観点が認められました。一見すると、非永続性と長期性というのは矛盾するような課題ですが、この2つをいかに取り扱うかということに、かなり苦労しました。

そういう中で、発生しますクレジットにつきましては、排出源のクレジットと性格を異にさせるという原則の下、クレジットの種類を2つ設けることになりました。1つは、短期的な期限つきのテンポラリー・クレジット、tCERというものですし、2つ目は、長期的な期限つきのロング・ターム・クレジット、ICERです。

①につきましては、元々のEUとブラジルとの提案が一緒になったものだというようにお考えいただければ良いと思います。②につきましては、従来のカナダ提案、カナダが保険付きのクレジットの保険付きというところは取り下げた訳ですが、カナダの意向が色濃く残って、メンツの塊としてのICERが残ってしまった、しかしカナダ自身も満足している訳ではないというのが、私個人としての感想です。最終局面では、①のみに整理してはどうか、という水面下の動きもあったのですが、ここでクレジットの種類を1つにしてしまうという修正操作をしますと、他の一応押さえられていた懸案事項も、各国がまた新たに復活折衝を要求してくる、そういう機会をまた与えてしまう、こういう事態に陥ることを警戒して、ここのところは、2つの案、2つのオプションが併立するという形になりました。しかし、この2つのクレジットは根本的に性格を異にするというものではないので、これから説明していけばいく程、非常に分かりにくいものになっているところがあります。

非永続性と長期性(その2)

- ◆ クレジットの有効期限と再発行:
 - 1 tCER(Section K. 41~44.):
 - 発行された次の約束期間末で、全量失効。
 - 他のクレジットによる補填が必要。
 - 発生可能期間内は、炭素蓄積量に応じて、全量再発行。
 - 補填に使えるクレジットは、AAU、ERU、CER、 RMU及びtCER。

そういう中で、なるべく、今日は分かり 易い形でご説明したいと思いますが、 先ずは、それぞれのクレジットの有効期間と再発行のシステムについてです。 ①のtCERについてですが、これは発行された約束期間の次の約束期間末で、発行されたものすべてが失効するという形になります。だから、名前もテンポラリーということになりました。失効するものですから、それは他のクレジットによる

補填が必要ということですし、失効はするんだけれども、クレジットの発生可能期間内は、検証・認証された 炭素蓄積量に応じて全量再発行が可能ということです。

また、補填が必要ということで申し上げれば、補填に使えるクレジットは、AAU、ERU、CER、RMU に加えて、このtCERでの補填が可能ということになっています。しかし、いずれにしても、発行された次の約束期間末には、一端は失効します。ここが非永続性をきちんと検証する担保になっています。

非永続性と長期性(その3)

- 2 ICER (Section K. 45~50.):
 - 炭素蓄積の減少がなければ、クレジット発生可 能期間末で失効。補填に使えるクレジットは、 AAU、ERU、CER、RMU。
 - 炭素蓄積が増加していれば、増加分を発行。
 - 炭素蓄積が減少していれば、減少分が失効し、 補填(附属書I国)。補填に使えるクレジットは、 AAU、ERU、CER、RMU及び同一事業からの ICER。
 - 認証報告書が提出されない場合、当該クレジットが失効し、補填。補填に使えるクレジットは、AAU、 ERU、CER、RMU及び同一事業からのICER。

②のICERですが、これにつきましては、最初のシナリオとして、炭素蓄積の減少がなければクレジット発生可能期間末で失効します。クレジット発生可能期間の間は有効なんですけれども、その発生期間が終わったその時点で失効する、ということになります。クレジット発生可能期間は、後程、またご説明申し上げますが、例えば20年とか30年、そういう選択肢

になっています。

tCERは次の約束期間末で失効しますので、例えば次の約束期間が5年だとすれば、5年プラス第1約束期間のいつ発行したかで、5年プラス・アルファ年という寿命しかないんですけれども、ICERについては、例えば20年とか30年、最大60年という寿命が担保されているということになります。補填に使えるクレジットとしては、AAU、ERU、CER、RMUのみで、このICERでは補填出来ません。補填出来ないと

いう意味は、クレジット発生可能期間は有効で、それが終わればすべてのICERは無効になるので、置き換えるものが、そのプロジェクトからは出てこないので、このシナリオではあり得ないという意味です。

次のシナリオですが、炭素蓄積が今度は増加している場合、増加が確認された時点で、増加分を発行することが可能です。それで、その増加分はどこまで有効かといいますと、クレジット発生可能期間末まで有効です。最初に発行したものは有効期間が、例えば20年あるとしても、次に検証・認証して、数量が増加しているのが確認されるのは5年後ですので、これら増加分のクレジットは有効期間が5年間は短いということになります。

3番目のシナリオは、炭素蓄積が減少しているということになりましたら、減少分が失効するということになりまして、補填の必要が出てきます。その際に補填に使えるクレジットは、AAU、ERU、CER、RMU 及び同じプロジェクトからのICERです。これは、クレジット発生可能期間内の出来事ですので、補填に使えるものにICERが加えられている、こういうことになります。

最後のシナリオは、認証報告書、これは5年毎に提出されている筈ですが、そういうものが提出されない場合は、認証報告書が提出されない部分の当該クレジット量が失効するということになりまして、これもまた補填しなければいけないということで、先程の炭素蓄積が減少している場合と同様に、補填に使えるクレジットが規定されています。

非永続性と長期性(その4)

- ◆ 共通的な事項:
- クレジット発生可能期間:事業実施期間と一致させる(Section G. 23.)。
 - ① 20年、2回更新可能→最長60年
 - ② 30年、更新なし
- 検証・認証:担保の森林の定期的(5年毎)なモニタリングとチェック(Section I. 32.)。
- ◆ 目標達成との関係:発行された約束期間の目標達成に使用可(事業者の保有口座から国の償却口座へ)。次期約束期間への繰り越し不可(RMUと同じ)(Section K. 41&45.)。

正こで、tCERとICERについて共 通的な事項を整理しておきたいと思 いますが、クレジットの発生可能期間 が選択性になっています。ここで注 意しなければいけないことは、クレジ ットを発生させる期間と、吸収源CD M事業の実施、つまりスタートが一致 していなければいけないことです。つ まり、植林事業は2004年に開始し、 一方クレジット発生可能期間を2年後

の2006年からスタートします、こういう事業は認められないということになりました。ここは重要な点だと思います。1年目、2年目はネットとしての吸収がないかも知れませんけれども、そういう風に遅らせてスタートさせることは、偽装されたクレジット発生可能期間の設定という審査を受けることになります。そういう中でクレジット発生可能期間は、事業者が2つのオプションの選択が可能になりました。最初のオプションは、20年で2回更新可能です。2回更新可能というのは、ベースラインの更新を実施した上で2回まで

延長して良いということでして、合計しますと、最長60年です。ここは排出源のプロジェクトよりも長い事業期間が設定可能になりました。先程申し上げた長期性というものを考慮して、こういう時間の設定になりました。2つ目のオプションにつきましては、更新することは認められないですが、30年ということになりました。

このクレジット発生可能期間の長さに関してですが、例えばユーカリ、アカシアのような短伐期の樹種をこの中で植えても良いですし、また、チークとか、フタバガキ科、マングローブのような長伐期の樹種も植林して事業期間を設定しても良いということです。そういうフレキシブルな対応を認めるために、この事業期間のオプションが準備されていると考えていただくことが肝要です。

しかし、いずれにしても、クレジット発生可能期間は、上のオプションでいきますと、最長で60年、下のオプションでいきますと30年で終わってしまいますので、その時点で植林地が残っていようが、残っていまいが、事業実施期間がその時点で終了しますので、発生したクレジットは、先程申し上げたように全量が失効するということになります。

植林地が残っていれば、いや、残っている限り、発生したクレジットは有効であるべき、というそもそも論は、附属書I国、我が国も含めて各国から基本的なルールとして主張されてきたところでありますが、仮に、途上国内で、例えば植林地が残っている限り失効しない、というようなスキームを認めてしまうと、先進国の目標達成のための吸収源CDM事業の森林、そういうものが約束期間を重ねる度に、途上国内で累増していくということになって、例えば第7約束期間や第8約束期間に立ち至ってみたら、途上国内で第1約束期間から営々として先進国が約束達成に使っている森林がそのまま残っていて、結果として途上国が自由に使える土地が無くなってしまう、こういう指摘がありまして、これを踏まえる形で、最終的には強制的に失効する期限を設けるというスキームを受け入れた背景があります。

だから、例えば30年後、60年後に森林を伐採するとか、伐採しないということに関わらず、CDM事業はある時点で、クレジットも失効しますし、その事業自体も終わってしまうということになります。伐採しなくて、途上国側に保護林として提供するというようなこともありますでしょうし、また、用材として伐採し、チップにする、そういう選択肢もありましょうけれども、CDMは始まったら必ず30年、または20年、40年、60年で終わるということになります。

検証と認証についてですが、担保の森林の定期的なモニタリングとチェックが義務付けられました。これは通常の森林調査についても、5年毎に先進諸国、途上国問わず行われている、こういう実態を踏まえて5年毎ということになりました。しかし、これは、約束期間が今後5年毎に設定されるというようなものを予断している訳ではございません。目標達成との関係ですが、共通する事項として、tCERであろうが、1 CERであろうが、発行された約束期間の目標達成にのみ使用可ということになりまして、キャリー・オー バーは出来ないというルールは、RMUと同じ取り扱いになりました。

当然、事業者の保有口座から国の償却口座へ移って目標達成に使う訳ですが、その後、このクレジットは、先程申し上げたように失効するので、失効後は補填口座に移っていくということで、その時点でまた別なもので補填しなければいけないということですが、目標達成には発行された約束期間にのみ使えるということになりました。

非永続性と長期性(その5)

- ◆ クレジット発生可能期間における伐採・更新: 基本的には、期間内に伐採・更新しても(新規植林、 再植林としての)対象となりうる。 ただし、
 - ① 途中でベースラインを更新する場合:後述するベースライン方法論(Section G. 22.)とベースライン計測規定(透明かつ保守的な手法の採用等; Section G. 20.)を踏まえて、更新されるベースラインが"植林"のシナリオとなった場合には、20年以降の"純人為的吸収量"が発生しない。なお、短伐期樹種を敢えて伐採しない場合(偽装された森林経営)も同様か。
 - ② 途中でベースラインを更新しない場合:30年間は当初のシナリオ(非森林状態)のまま。

次に、クレジット発生可能期間における伐採、また更新の取り扱いについてご説明したいと思います。基本的には、クレジット発生可能期間内に伐採なり更新するということは、それは事業の対象となりますし、それは前提とされています。ハーベスティング・サイクルについて言及された規定もあります。

しかし、注意しなければいけない点

が幾つかあります。それは但し書きのところですが、途中でベースラインを更新するシナリオ、先程のクレジット発生可能期間のオプション①の部分です。途中でベースラインを更新するということは、後で述べますベースラインの方法論のどれを選ぶかということと、ベースラインの計測測定、これは透明かつ保守的な手法を採用しなければいけませんよ、ということを踏まえますと、これから放牧地とか耕作放棄地に植えるときは、当初のベースラインが無立木地に近いものということで認められるかも知れませんが、20年後に更新されるベースラインのシナリオには当初のものに加えて、植林というシナリオも含まれる場合があるという解釈です。その場合には、20年後以降の純人為的吸収量は発生しない、ゼロになるということにもなりかねないと思います。

では、伐採しなければ良いではないかという考えもあろうかと思いますが、短伐期の樹種を植えて、敢えて伐採・更新しないという事業計画を提出した場合、それは偽装された森林経営に当たるという指摘があるかも知れません。偽装された森林経営という意味は、そもそも吸収源CDMでは、新規植林、再植林しか対象にならないのに、短伐期樹種で標準伐期令が8年のものを、8年後以降、一切伐採せずに20年置いておく、そうすると、残りの12年は森林経営、本当は伐採し、排出にしなければいけないのに、それを避けている。アボイデッド・デフォレステーション又はアボイデッド・エミッションという指摘を受けるかも知れません。このような極めて厳しい解釈の審査を受けるかも知れないと考えていただいた方が良

いと思います。

もう一回ご説明しますけれども、ベースラインを更新するシナリオの場合ですけれども、当初は"CDM なかりせば植林はなかった"という筈なので、ベースラインそのものが植林ではない、さっき言った放牧地とか、耕作放棄地というシナリオになりますが、20年後更新する際には、既存の炭素蓄積が、これまで20年間の炭素蓄積は既に植林ベースのものになってしまっているので、今後の20年間のベースラインが、植林ベースという風に見なされる解釈がありうるということです。加えて、それを避けるシナリオで、更新、伐採、更新を回避するために、敢えて伐採しないようにしてしまうと、本来認められない森林経営活動によりクレジットを転がしているという風に認定されたり、先程申し上げたアボイド・デフォレステーション又はアボイデッド・エミッション、つまり伐採を避けることにより、クレジットを得ていると認定される恐れがあるということです。

2つ目のシナリオであります途中でベースラインを更新しない場合につきましては、30年間は当初のシナリオ、非森林状態のままですので、その間、短伐期で伐採し、更新を繰り返していっても、そこのところはベースラインを見直されないで、問題は発生しない、こういう風に考えています。

では、①の方に該当するものは何かと申し上げますと、それは長伐期の樹種だと思います。60年、80年、80年という長伐期の樹種は、①の最長60年になり得るクレジット発生可能期間を選択出来るでしょうけれども、短伐期の樹種は、①の方は選択をされない方が安全といいますか、現時点の解釈では宜しいのではないかと考えられます。いずれにしても、ここの解釈は今後CDM理事会で論議されていくものと考えます。

非永続性と長期性(その6)

- ◆ tCERとICERとの違いとは? 根本的な相違はないが、
 - ① tCERは、担保の炭素蓄積量の増減に関わらず、 全て次期約束期間末で失効するので、その時 点での補填(同じ事業から再発行されたtCERを 含めて)が必須。
 - ② 一方、ICERは、補填する時期が、事業者側の管理経営状態に即して、様々となる可能性がある。

そういう中で、tCERとICERの違いは何かということで、皆さんから質問を多々受けているので整理してみたい訳でありますが、根本的には違いはない、共通点の方が多いということ、つまり、先程言ったように、担保の森林がある限り発行されたクレジットが有効、というシナリオが崩れてしまったので、基本的にはtCERであろうが、1CERがあろうが同じ運命にあり

ます。しかし、規定上では違うように書いてある訳ですが、その違いというのは、tCERについては、担保 の蓄積量の増減に関わらず、すべて発行された次の約束期間末で失効します、自動的に失効しますよ という、そういう性格のものです。その時点で事務的に補填するという作業が必要になってきます。

しかし、ICERについては、補填する時期は、先程申し上げたように、炭素蓄積が維持されているのか、減っているのか、或いは増えているのかで、補填する時期は様々です。ということは、使う方にとっては、事業者側の管理体制とか経営状態に応じて、その取り扱いが変わってくるということですので、そういうところを見ながら、ICERについては、買上スキームが出来たとすれば選択的に買い上げられるという形になるかも知れません。しかし、今の時点で言えることは、tCERの方が非常にシンプルなスキームになっているということだと思います。

事業の影響の分析・評価

- → 環境的影響の分析:生物多様性、生態系への影響を含む、事業地内外の環境影響。水文学、土壌、火災・病虫害の危険性を含む(Appendix B 2. (j))。
- ★ 社会・経済的影響の分析: 事業地内外の社会・経済的な影響。地域社会、先住民、土地所有、地域の雇用、食料生産、文化的・宗教的な場所、薪炭材・他の林産物への権利を含む(Appendix B 2.(k))。
- ◆ 影響が重大であると思料される際は、事業実施者は 事業実施国内の関連制度にて評価を実施(Section G. 12.(๑))。

次に移っていきたいと思いますが、 事業の影響の分析と評価です。環境 的影響の分析につきましては、ここに ありますように、吸収源CDMについ ては、例えば水文学的な考察とか、 土壌、火災、病虫害の危険性、こうい うものについても環境影響の分析を 実施しなさいという形になりました。社 会・経済的影響の分析につきまして は、例えば地域社会、先住民、土地

所有、地域の雇用、食料生産、文化的・宗教的な場所があるかないか、薪炭材・他の林産物への権利、 そういうものがあるのかないのか、こういうものについての考察を実施しなさい、ということになりました。加 えて、影響が重大であるという場合には、事業実施国内で要求される関連制度によって評価を実施する、 こういうことになります。

追加性とベースライン方法論(その1)

- ◆ 追加性: "ベースライン純吸収量"より、"事業活動に よる純吸収量"が増加していること(Section G. 12.(d) and 18.)。
- ベースライン方法論(Section G. 22.):
 - ① 既存または過去の炭素蓄積の変化
 - ② 投資に対する障害を考慮して、経済的に魅力的な やり方となる土地利用による炭素蓄積の変化
 - ③ 事業開始時点における最も有望な土地利用による 炭素蓄積の変化
- ◆ これまで通りの産業植林造林適地では、"ベースライン純吸収量"と"事業活動による純吸収量"が同一になりかねない。

次に追加性とベースライン方法 論というところに移りたいと思います。追加性については、先程ご説 明しましたように、再植林の基準年 問題とセットで、マラケシュ合意に 即して、排出源CDMの表現を取り 入れて整理され、追加性の記述は、 極めてシンプルなものになりました。 それは、ベースラインの純吸収量 より事業活動による純吸収量が増加している、これが追加性だということになりました。これは極めて当たり前の表現だと思います。

一方、ベースライン方法論、これは、3つのオプションが提示されています。どれか都合の良いものを選択して良いというのではなくて、選択したものが何故最適なのかということを示さなければいけないことになっています。自分で都合の良いオプションを採るのではなくて、このオプションがこの土地利用に関しては最も妥当性があるのだ、ということを証明しなければいけないことになっていますが、オプション中、上の①と②は排出源と同じ表現です。どういう記述かというと、①は既存または過去の炭素蓄積の変化、②は投資に対するバリアを考慮して、経済的に魅力的なやり方となる土地利用による炭素蓄積の変化、です。③は新たに吸収源CDMとして、今回規定されたものですけれども、事業開始時点における最も有望な土地利用による炭素蓄積の変化、こういうものを分析しながら、どの選択肢が一番起こり得るのかということを、ベースライン方法論では示さなければいけないということになります。

それで、当たり前のことですけれども、例えば従来からやっていた、これまで通りの産業植林の造林適地で植林をしようとした場合に、ベースライン方法論でベースラインを選ぶということになりますと、ベースライン純吸収量は事業活動による純吸収量と同一と見なされると私共は解釈しています。

追加性とベースライン方法論(その2)

- ◆ 事業活動が追加的であり、ベースライン・シナリオではないことを示すために使われうる手法の例(cDM EB10 report)。
 - ① 起こりうるベースラインオプションを絞り込む設問 群のフローチャート。
 - ② 異なる起こりうるオプションの定性的または定量的な評価と、なぜ事業が起こりえないオプションが最も想定されるかの指摘。

では、追加性はどうやって証明し、クリアしていくのかということですが、今回の吸収源CDMの実施ルール上での新たな規定はないですけれども、CDM理事会の第10回のレポートが、今、使える最も信頼出来るものだと思います。ただ、これは、完全に固まったものではないという風に理解しておくことが大事でありますけれども、事業が追加

的であり、ベースラインシナリオではないということを示すために使われる手法の例ということで、ここに、4つの例が示してありますが、その全部を選ばなくても良く、どれかを選んでも良いということです。先ず、1つ目は、起こり得るベースラインオプションを絞り込む設問の流れのフローチャーです。2つ目は、異なる、起こり得るオプションの定性的または定量的な評価と、なぜ事業が起こり得ないオプションが最も想定されるかという、その指摘です。

追加性とベースライン方法論(その3)

- ③ 提案された事業活動が直面する1つまたは複数 の障害(投資バリア、技術的バリア、支配的な制 度等によるバリア等)の定性的または定量的な評 価。
- ④ 事業形態が提案された事業分野の一般的な慣習 でないこと、または締約国の法規・規制により要求 されていないことの指摘。

3番目は、提案された事業活動が 直面する1つ、または複数の障害、つ まりバリア、そのバリアについては投 資のバリア、または技術的なバリア、 支配的な制度的なバリア等々、そう いう障害になっているバリアを示して、 それの定性的または定量的な評価を 行うことになっていますし、4番目とし ては、事業形態が提案された事業分 野の一般的な慣習ではないこと、ま

たは締約国の法規とか規制により要求されていないということを指摘する、ということが、そういう手法の中で提示されています。ちなみに、小規模CDMでは、③でいいますバリアは1つだけ示せは良いということにもなっています。

小規模吸収源CDM

- ◆ 該当事業(Section A. 1. (i)):
- ① 吸収量:8,000 COsトン/年未満
 - ② 低所得者層のコミュニティーと個々人が事業に参
- ◆ 簡素化された運用ルールを適用:間接経費を軽減。
- ◆ 面積換算:最大で300 haから1,000 haに相当。
- ◆ 具体的な簡素化された運用ルールについては、 COP10にて決定予定(Decision -/CP.9 6.)。
- 期待される案件: Community forestry やAgroforestry 型の住民参加型事業。特用林産用樹種も含めて。 特に、温暖化の緩和対策としての海岸線保護にも 資するマングローブ植林に着目。

小規模CDMの話題について移っていきたいと思いますが、先程申し上げましたように、今回認められたということは画期的なことだったと考えています。そもそも小規模の排出源のCDMにつきましては、閾値がご承知の通り15キロCO2トン、こういう数値になっていますが、吸収源の小規模につきましては、吸収量が8,000CO2トンに、つまり、約半分になりました。これ

は、15キロ CO_2 トン、これを面積換算しますと、どうも 1,000haを遙かに超えてしまうという指摘があり、 1,000haを超えるようなものは、そもそも受け入れる途上国側の国内法規上、それは大規模植林であり、 そういうものを国際的なルールで小規模だとは定義付けられないという指摘がありました。そういうことも 踏まえて、今回は、数字を 8,000CO₂トンに抑えるということと併せて、どんな植林事業でも小規模と認 定するのではなくて、コミュニティ・ディベロプメントに直結するCDM植林を奨励すべきだ、それを小規模として認定すべきだということで、この2つ目の基準が条件として付記された形になっています。 具体 的には低所得者層のコミュニティなり、個々人が事業に参画するもの、こういう縛りが付いています。

ただ、小規模吸収源のCDMの具体的な運用ルールにつきましては、これから1年かけて、どういう風に簡素化するのかということを決めましょう、ということになりましたので、これについては、各締約国は2月末までに意見提出するよう求められていまして、私共としましても、皆さんのご意見等々も踏まえながら、このルール作りに、また貢献していきたいと考えています。

そういう中で、どのくらいの面積の植林が該当するのかということを試算しているところですが、集約的にやる場合と、アグロフォレストリー的にやるものと、また違ってきますが、概ね最大で300haから 1,000ha、このくらいのサイズ以下のものは小規模吸収源CDMに合致すると考えています。

期待される案件ということでは、先程申し上げたようなコミュニティ・フォレストリーやアグロ・フォレストリー型の住民参加型の事業ですし、樹種についても特用林産、そういうような樹種を対象にしていきたいな思っていますし、特に温暖化対策の一環であるということに着目すれば、やはり海岸線保護等の温暖化の緩和対策、こういうものに直結するであろうマングローブ植林なんかは、小規模吸収源CDMの1つの目玉になるのではないかと考えているところです。

侵入性外来樹種とGMO

- ◆ 潜在的侵入性外来樹種:IUCNのリストにては、イピルイピル、ミコニア・カルヴェセンス、モリシマ・アカシア等
- ◆ GMO(遺伝子組替体):従来から行われてきている 集団選抜育種や交雑育種は該当しない。
- ◆ 事業実施国はそれらの使用に関する危険性を国内 法規で評価(Decision -/CP.9 chapeau para)。
- → 附属書I国はそれらを使用した植林からのクレジット を活用することを国内法規で評価(Decision -/CP.9 chapeau para)。

最後に、植林する樹種についての チェック項目ということで、侵入性外 来種と遺伝子組替体、これについて も規定がまとまりました。1つは潜在 的に侵入性の外来樹種でIUCNのリ スト、こういうものを参考にしながら、 そこに載っているものを当該国で初 めて植林するような場合には、当然 の事ながら、それらの使用に関する 危険性を国内法規で評価するという

ことになっています。そういう中で、お馴染みの樹種も若干あって、ここに一部記載しておきましたけれども、イピルイピルとか、ミコニア・カルヴェセンス、モリシマ・アカシア、こういうようなものについても、一応I UCNのリストに挙がっていますので、採用を検討されるというような際には、当該国でそういうものに関する危険性をどう評価しているか、こういうチェックが必要になっています。

GMO(遺伝子組替体)につきましては、当然の事ながら、従来から行われてきています集団選抜育種とか、交雑育種、こういうものは該当しないということが確認出来ていますし、当面は、そういう組替体植物を植林に活用するというお話も伺っておりませんで、懸念はないのかなと思いますが、そういうものを万一使用される際には、それに関する危険性を当該国内法規で評価するということに併せまして、そう

いう植林からのクレジットを活用する我々も、国内法規でそういうものの活用を評価すべきという規定になっています。

準備しましたスライドは以上ですけれども、簡単に総括ということでまとめてみたいと思います。先ず、ご説明しました吸収源CDMというものは、あくまでも排出源対策の補完的な位置付けだということは、今回の運用ルール決定の根幹に流れている思想だという風に、皆さんもご理解ください。つまり、現在、排出削減の対策において、達成困難な数値というものがあれば、それを吸収源対策で補っておいて、将来、その数量を排出削減で補填するという前提で活用いただきたいということが、吸収源CDMのルールの中に流れている思想であります。だからこそ、森林が残っていても、ある年限が来れば、強制的に失効するというルールが、今回合意されたのです。

では、本当に活用する経済的メリットがあるのかということですが、例えば現在の1クレジット当たりの排 出削減のコストというものと、20年後、または30年後の1クレジット当たりのコストというものを比較した場合 に、またはそれをプロジェクションした場合に、それが将来下がってくるということであれば、現在、ローコ ストな吸収源CDM事業を活用するというメリットはあると思います。

そういうメリットに加えて、先程申し上げたように、事業者というよりも、国、我々政府としては、第2約束期間以降の排出削減、これを附属書I国だけではなくて、途上国も含めて、すべての国が背負っていくという道程に向かっていくためには、第1約束期間で共に排出削減なり吸収源対策をやっていくということが重要で、相互のパートナーシップを構築する、お互いの信頼関係を醸成していくというためには、この吸収源CDMは重要なスキームと考えておりまして、是非、日本としては京都議定書をホストした国という立場上からも、こういうスキームを最大限活用していくということが必要ではないかなと考えています。時間がちょっと超過しましたけれども、一応、吸収源CDM運用ルールの解説はこれで終わりたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○司会 どうもありがとうございました。

ただいまから10分ほど休憩をとらせていただきまして、25分から、また始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

(休憩)

(再 開)

○司会 それでは、ただいまから後半の部分ということで、ただいま永目調査官からご報告いただいた 内容、あるいはそれ以外も含めて結構ですが、質疑応答という形で進めさせていただきたいと思ってい ます。

それに先立ちまして、1点、当国際緑化推進センターのコマーシャルを兼ねてご連絡させていただきたいんですが、ただいまからちょうど一月半後ぐらいになりますが、2月26日、同様に吸収源CDMにかかりまして、今現在、1国際機関3カ国、それと我が国日本、本日講師にお願いしています永目調査官を初め、それぞれインドネシア、ベトナム、ミャンマー、国際的な森林林業研究機関、学識経験者、研究者、行政機関の方をお招きしまして2月26日、午後、東京で吸収源CDMの国際フォーラムを予定させていただいています。ちなみに我が国際緑化推進センターのホームページにも、既に載せていますものですから、皆さん、ご関心ある方ばかりだと思います。明日以降、お時間がございましたらホームページを開いていただきまして、またお申し込みいただければ幸いかと思っています。ちょっとコマーシャルさせていただきましたが、恐縮でございました。

それでは、永目調査官、中央の方に登壇いただきまして質疑を受けさせていただきたいかと思っています。

それでは、恐縮ですが、質問あるいはご意見等あられる方は手を挙げていただきますと、当方の係の 者がワイヤーレスマイクを持ってまいりますので、手を挙げていただきまして私の方から指させていただ きたいと思います。

それでは、ご質問、受けさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。どなたでも結構です。どうぞ。

○Hさん 1点だけ教えていただきたいんですが、補填するということで補填義務はどちらの側に生じているのか。例えば、プロジェクト実施者、クレジットを発生させた側に来るのか、それともクレジットを所有している、例えば買ったものであるとか、国なのか、そこらあたりの議論、解釈はいかがすればよろしいのか、お願いします。

○永目 一義的には、クレジットというのは目標達成しようとするのは国、締約国ですので、国に補填義務が生じるということですけれども、事業者から国に移転する際に、当然契約というようなものが結ばれることが想定される訳ですけれども、そこで国が事業者にそういう場合の補填義務を課すかも知れないですし、そこで売買行為が行われた場合、義務が付加される可能性はありますよね。

ただ、売買行為が生じなくて贈与の形を採る、または採りたいというような場合のときには、そういう義務を免除するというような契約もあるかも知れません。だから、それは、今後どういう風にその国が、具体的には日本がどういう風に民間事業者のクレジットを国の口座に移転するスキームを確立するかにかかってくると思います。だから、1つの答えではないと思います。

ちょっと補足しますと、その議論の中で、実はカナダは、先程申し上げましたように保険付きのクレジッ

ト・スキームを、このルールの中にビルト・インさせることは諦めた訳ですけれども、カナダは国内措置として、そういう事業者からクレジットを移転させる際に、事業者に保険に加入させるという、国内の保険のスキームは考えてみたいというような内話はございました。つまり、そういう森林吸収源に関するCDMのクレジットだけれども、保険会社が介在し、そこのリスクをヘッジするというようなスキームを、カナダは国内制度として、今後検討し開発するかも知れないというような話はございました。

ただ、この国際ルールの中には一切保険云々のスキームは入っておりません。

○司会どうもありがとうございました。

ほかに何かご質問等ございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

○Mさん 樹種によって3年、4年で切る樹種もあるでしょうし、30年、40年のもあると思うんです。短い期間に、例えば3年、5年で切るのでも、先程の説明の中の20年、30年という期間、その間、切って、またそこへ再植林をするということでもいい訳ですよね。それで、もう一つ、今、20年と30年、2つありますけれども、これはどういう分け方ですか。どこがどういう風に決めるものなんですか。

○永目 今ご指摘のように、例えば3年、4年で回していくということは認められています。ただ、別の条項で認証する時点と、伐採のピークを意図的に合わせないようにと規定されています。それはどういうことかといいますと、例えば5年伐期の樹種を選定したとします。つまり、5年毎に伐期しますと、たまたま今約束期間が5年ですので、それと合致する訳ですけれども、約束期間の末の5年目に検証・認証して、その時に、クレジットを稼いで、すぐその年度に切ってしまう。このケースは、伐採のピークと認証のピークを意図的に合わせているので、それは認めませんということになりました。

では、どのくらいずらせば良いのかというのは、相場感ですけれども、EUの担当者は少なくとも一成長期はずらしてほしいなと言っておりました。それは1年かも知れませんし、熱帯においては半年かも知れませんし、伐採は半年後とか1年後にするのであれば、計測するのは4年目、伐採するのは5年目というような形であれば、それは良いのではないかということです。

それと、例えばプロジェクト発生期間を30年に設定した時も、5年で6回伐採するということは計画して 良いと考えます。それはそういう短伐期の樹種を選定するのであれば、きちんと伐採し、更新していくと いうローテーションを組んでいく方が自然だということです。

それと、20年と30年はどうして選ぶかということですけれども、20年のオプションは事業期間を後2回延長可能ですよ、ということですので、そういう風に20年ではなくて40年認められる可能性があるものは、そのオプションを選定すれば良いと思いますし、一方、短伐期のものであれば、逆にベースラインを見直した時に、同じ植林地がベースラインに認定されてしまうという危険性があるので、そういうものは避けて30年一回限りの方を選んだ方が宜しいのかなと思います。長伐期のマングローブなり、フタバガキ科、また

はチーク等で50年、60年という伐期のものであれば、問題なくオプション①を選んだ方が、結果としては 60年回していけるということになるんだと思います。

ただ、そういう風に解釈が決まったというのではなくて、今の相場感で想定してみると、そういうふうに提案した方が却下されなくて良いのではないでしょうか、ということですので、これは実際に幾つか事業提案の審査を積み上げてみないと、今、私が申し上げている相場感が国際的な相場感かどうかは、まだはっきりはしないところです。これは、CDM理事会が、どういう風に今後解釈し、判定していくかということにかかってきますので、日本政府がCDM事業の申請者に対して、また技術支援官庁としてアドバイスする際には、現時点ではそういうアドバイスを差し上げたいと考えています。

○司会どうもありがとうございました。

ほかにご質問等ございませんでしょうか。どうぞ。

○Yさん ICERについてちょっと質問させていただきたいんですが、ICERはクレジットの発生期間末までクレジットが有効だということで、でも、その途中で、もし、例えば山火事などが生じて、それでクレジットが実際減ってしまったことが認証検査で確認されたら、それを補填しなければいけないということですが、その補填に使えるクレジットの中に、ICERも入っているのが、ちょっとよくわからないんです。

というのは、確かにICERのクレジットは、クレジット発生可能期間末まで有効であるというのは分かるんですが、tCERであっても、ICERであっても、目標達成に使えるのは次の約束期間までという風に書いてあるので、もし、例えばそのクレジットの発生期間の途中で減ってしまったのであれば、その約束期間にはクレジットは発生していない筈であって、その約束期間内に使えるICERはないんじゃないかという風に思うんですが、その点はどういう風なんでしょうか。

○永目 基本的には、おっしゃる通りだと思います。ただ、それには1つ前提が入っていて、1つの約束期間内に1回しか認証しないという前提の下のアイデアだと思いますし、例えば植林地が広大で、毎年、順次植えていくというケースの場合、一時期につまり、約束期間末の1年だけで全てを認証するための計測をするということが現実的でないということになれば、1つの約束期間内の終わりの2年ぐらい、2年度に分けて認証するということもあり得ますし、また、もう一つのシナリオは、約束期間が5年じゃないかも知れない。次の約束期間は10年かも知れない。また第3約束期間が10年かも知れない。そうした場合に、検証なり認証は5年毎にやるということですので、そのときも1つの約束期間内に2回、認証するかもしれません。そのために一応、現実には起こり得ないみたいなICERでの補填ということがルール上、組み込まれているという風に、今は解釈しています。

○司会 よろしいでしょうか。

ほかにご質問等はございませんでしょうか。どうぞ。

○Aさん 森林の定義のところで、最低樹冠率が10~30%、それから最低面積が0.05~1ha、成木時の最低樹高が2~5mとなっています。それを超えるものが森林となっていますが、通常の場合は幾らか以上という風になるんですけれども、この場合は幅がありますね。その辺、どっちの数字をとったら良いのか。真ん中辺をとったら良いのか、適当にやったら良いのか。

それと、例えば最低樹高が2~5mとなりますと、かなり低い木なんかもありますよね。そういう場合、どういうふうに考えたらいいのか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。例えばマングローブなんかは、5mというのはちょっと難しいのかなと思ったりするんですけれども、その辺、ちょっと教えてください。

○永目 これは、ここに書いてありますように、各国はその閾値を任意に選んでいい。だけど、プロジェクト毎に選ぶのではなくて、例えばマレイシアはこの閾値でいきますよ、その閾値はマレイシアは樹冠率は20%、最低の面積は1ha、成木時の樹高は5mと選んでCDM理事会に出せば、それが第1約束期間にやったものはずうっとそれでいく、ということになります。各国がどういう風に、京都議定書上の森林を定義するか、FAOの森林の定義は別途ある訳ですけれども、京都議定書上の森林を国がどう定義するかということに関わっているので、それは事業者がこうしてほしいと言っても言うことを聞いてくれないかも知れないし、聞いてくれるかも知れませんけれども、そういう性格のものです。だから、プロジェクトごとに恣意的に選べる性格のものではないということです。

ただ、最後のマングローブであっても、5mを超えるものは可能だと思いますから、余りこれは障害にはならないんじゃないかなと思いますけれども。

○司会 ありがとうございました。どうぞ。

○Kさん 実は、私、色々な方々のご助力でCOP9に参加させていただいたんですけれども、色々な面で交渉を垣間見まして、今回、永目さん始め林野庁の方々、よくやっていただいて、曲がりなりにもCD Mのシンクが実施出来るようになったということ、非常に評価したいと私は考えています。

しかしながら、事業者、私は今、事業者ではないんですけれども、初め永目さんからお話がありましたように、実際にCDMを実行していくのは事業者の参画というのが極めて大事だと思いますし、そうでないと幅が広がらない、件数も増えないと思いますけれども、今回まとまったコンセプトといいますか、内容については、解釈が難しい面はあるんですけれども、比較的思ったよりも取り組める状態のルールが出来たという風に考えます。しかしながら、実際にやるとなると、必ず分からない点も多いし、解釈が難しいということがあります。

そこで、私としては、今後どういう風に取り組んでいくか、実施していくかというのは、産・官・学・NGO 一緒に考えていく必要がある。しかも、それは、私たち先進国だけではなしに、ホスト国の方々と一緒に

考えていく必要があるのではないかという風に考えています。

そこで二、三、私、交渉を見、なおかつどうしたらいいか考えたことなんですけれども、1つには、今言いましたように、CDMを推進するための会議といいますか、産・官・学・NGO一緒に検討出来る会議というか、そういうコミッティ、何でもいいんですけれども、場を作るということ。しかも、それはパイプを太くしながらやっていくということ。

次に今、出ましたように、今後、PDD作る場合に、CDM理事会の解釈の判断というのは非常に大事になってくると思うんです。先ず、最初に、恐らく、メソドロジー・パネル等で問題になってくると思うんですが、そこでCDM理事会の中に、何か森林パネルのようなものを作れないか、もしくは、もし、それが無理ならば、そういうメソ・パネルの中に森林の専門家を入れて出来ないか。

と言いますのは、もし、そういうCDM理事会、もしくはメソ・パネルに専門家がおられないと実施しにくい方法になりがちになる可能性がある。そこで、別に安易にする訳じゃないんですけれども、実際に色々な解釈を正確に判断出来る専門家がいるということが、私は大事だというふうに考えます。

それから、あと、手続費用、これはだれが見ても分かる通りなんですけれども、非常に多額を要することが予測されます。これをどういう風にコストダウン出来るか。現在の炭素価格等を見たら、多額の費用をかけてまでもやるというインセンティブを事業者が考えるかどうかという問題があります。もちろん先程永目さんがお話しになりましたように、将来のことを考えれば、また、判断が出てくると思うんですけれども、当面の問題としてそのことがあります。

何よりもまして、事業者が事業提案の判断が出来るための支援体制、これは国として限度があると思う んですけれども、是非ご検討を願いたいと思います。この中にたくさん事業者、企業の方がいらっしゃっ て、遠慮して余りおっしゃらないと思うんですけれども、是非、この際、何か色々ご意見があったら出して いただく方が、私は良いのではないかという風に考えます。

それで、当面、次の2点、ちょっと申し上げておきたいと思うんですが、1つは、2月28日までのスモール・スケールCDMの国としての提案がありますので、是非、皆さん、意見を出していただきたいという風に考えます。

それから、2点目はCDMとは直接関係ないんですけれども、実は我が国にとって第2約束期間に備えて大きな問題が1つあります。これは伐採木材の取り扱いなんですけれども、これについては、この1年かけてSBSTAその他で交渉する訳ですけれども、COP10で決めることになっている筈です。その辺のことも、是非皆様方、ご関心を持っていただきたいという風に考えます。

それから、最後に1つ、宣伝を兼ねてなんですけれども、先程のお話の中でも生物多様性の問題、G MOの問題が出ましたけれども、今月の29、30日に「生物多様性・生態系保全と京都メカニズム」という シンポジウムとワークショップが国環研、森林総研、早稲田大学等の主催、それから、東京大学とかWW Fの後援等で行われます。是非、関心のある方、ご出席願えれば、より良い理解を得られるのではないかと思います。

どうもありがとうございました。

○司会 どうもありがとうございました。

○永目 何点か貴重なご指摘がございましたので、分かる範囲でお答えしていきたいと思いますけれども、おっしゃる通り、私共もCOP9に向けて色々意見を集約する際に、業界の皆様のみならず、NGOなりNPOの皆さんの意見もたくさん伺いました。そういう中で1つ私なりに言わせていただければ、モデストなルールが決まったという風に考えますので、どうやって、それを実行に移していくかという際に、またそういう皆さんの意見を踏まえて、協調していきながら、実施促進に向けて体制を強化していきたいと考えていますので、そういう場を、また林野庁としても、これまで、ここのルール作りは一応リード・オフさせていただきましたので、そういう支援体制についても、また知恵を出していきたいと考えています。

そういう中で、CDMの理事会、ご指摘のように、今までは排出源対策の事業の枠組みということで、森林に関する専門家等が入っていないところですので、これについては、外務省等とも相談していかなければいけない訳ですが、是非森林に関する議題をきちんと話していけるような枠組みなりパネルなり、どういう形になりますでしょうか、そういうものを日本としても提案出来るように、また私共も意見を出していきたいと考えています。

3月には、第13回の理事会がある訳ですので、それに向けて、ひとつ政府の中で整理していく必要も あるのかなと考えています。

そういう中で、民間事業者への技術的な支援、または資金的な支援というところにつきましては、これまでも各省、林野庁につきましては、15年度からPDDなり、ベースラインの設定についての知見を有する団体に対しての補助金という形で、今、そういう事業を継続して実施してきているところですが、一方、環境省さんにおかれては、フィージビリティ・スタディに対する事業者への直接の支援というようなことも始められておられるところですので、そういうものをばらばらにやってはいけない訳ですので、これからも協調しながら、また、どこが足りないのかというようなことも、併せて考えていかなければいけないと思います。投資環境の整備ということも大事だと思います。先程申し上げたように、従来の産業植林の適地に同じようなものを提案するのは、追加性が認められないということですので、従来植えなかったところ、植えてこれなかったところ、そこは何らかのバリアがあった訳ですので、そこにクレジットによる収益を念頭に置いて植えてくださいということを申し上げているところですけれども、そこのリスクをどうやってヘッジするのか、それは単にクレジットからの収益だけでヘッジ出来るものなのか、ということについても考えていかな

ければいけないということで、これは、経産省にも関わってくるところですけれども、そういう投資に対する 支援体制も、従来から海外への投資の損金算入の制度はある訳ですが、そういうもので十分なのかどう なのかということも、検討していかなければいけない課題だと考えています。

それから、小規模CDMの意見提出は2月28日ということですので、是非、ここにお集まりの皆様の知見なんかも集約させていただければと思いますし、そういう中でも林野庁のホームページ上で、今、CD M植林のヘルプ・デスクに入っていけるようになっていますので、スモール・スケールのことだけではございませんが、意見提出が、あと1カ月半程しかないという時期でもありますので、ご意見等あればちょうだいするというような形でも、私共、参考にさせていただきたいと思っていますし、JIFPROさんも2月に国際フォーラムを開いていただきますので、ちょうど意見提出にぎりぎり間に合うタイミングですので、そういう調整もまたそこで図れるのかなと考えています。

○司会どうもありがとうございました。

ただいまのKさんのご発言は、ご質問というより、ご意見というような形だったかと思います。皆様からも ご質問に限らず、ご意見でも結構です。何かご発言ありましたら挙手をお願いいたします。どうぞ。

○Yさん 小規模吸収源についてですが、該当事業の縛りとして、低所得者層のコミュニティと個々人が 事業に参画ということで、いわゆる途上国の住民が直接入らなければいけないというように取れるんです が、途上国というのは大体土地所有がほとんど国有地であるということ、そういうところで、そういう住民が 参画するということは、その国が認めない限りは非常に難しい。我々、やってきた植林の実態も、土地所 有者である国の土地を使う関係から、どうしても国とやっていきます。その場合に目的にはコミュニティ・ フォレストの造成だとかいうことが出てきても、現実には、途上国はまだどの国もそういう実行する体制に ないといか、システムができていないというのが現状です。そういう中で、こういう縛りというのは非常にき ついのではないか。

もう一つは、住民参加という縛りもありますが、それ以外はだめなのかという感じ。いわゆる環境植林というのが、NGOがやっている部分には非常に多いんですが、その場合、それは住民参加型じゃないと、一切だめなのか。環境植林も地球環境問題という、温暖化はそこにある訳ですから、それからいったら、環境植林的なものを当然認めるべきではないか。

それから、もう一つ、ここに面積があるんですけれども、300~ 1,000ha程度となりますと、300というのは非常に大きな面積だと思います。下の縛りは、はっきりいいまして、NGO等の植林事業というのは本当に数へクタール、数十へクタール単位のものがほとんどですからねそういう点からいくと、300haというのは、かなりのものになってしまう。そうすると、小規模植林、CDMという定義では、非常にきつい。300でも大型じゃないかという感じがするぐらいだと思うんですが、その辺も、もっと検討されるべきではない

かと思います。小規模植林についてちょっとその辺、質問したいと思います。

○永目では、最初に簡単な方から、300から 1,000haという形でご説明申し上げましたが、それは、最低が 300で最大が 1,000ということではなくて、8,000キロCO₂トンを面積に換算した場合、最大で 300haのケースもあるし、最大で 1,000haのケースもあるのではないかということをご説明したかった訳でして、下限値は2haであろうが3haであろうが小規模CDMです。下の制限はない、下の制限があるとすれば最低の面積、さっき言いました0.05~1haというところが下限値です。だけど、簡素化された手続きになるといっても、コストはかかるので、2から3haのものを小規模CDMとして申請することはあり得ないでしょうけれども、数十へクタールのものだって、それは申請出来るということになろうと思います。それがちょっと私の説明が足りなかった部分だと思います。

それで、コミュニティ・フォレストリーみたいなものが、なかなか途上国でそういうものを条件付けても難しいのではないかということですが、例えばインドとかネパールでやっているような、土地の所有は国ですけれども、利用権は認定されたフォレスト・ユーザー・グループに 100%与えるというような制度、これは70年代からずうっとやってきているスキームですけれども、そういうものを念頭に置いて、ここはドラフトされたという風に私は理解しています。そのドラフトされる段階の中で、環境植林であるとか、例えば歴史的とか、景観がすばらしいとか、宗教的なサイトを保全する、いわゆるフォレスト・プロテクションみたいな要素も入れるべきだという指摘もあったんですけれども、そこまで入れてしまうと、本来の新規植林、再植林のみに限定するというたがが外れて、何でも小規模であればやれてしまうということにもなりかねません。もう一度言い換えますと、伐採させないとなると、ある森林を守るために小規模CDMを起こして、どこかプロテクトしてしまうという道具にも使えるというようなことにもなりまして、第1約束期間は、それはCDMには適用しないというルールになっているので、そこまで広げることは止めようという話になって、こういう住民参加型という条件を付けることだけで落ちついた経緯がある訳でして、2月末に色々な観点で意見提出は出来る訳ですけれども、新たに、またスコープを広げるということは、余り得策でなく、成果は得られない可能性が大であると思います。

○司会 ありがとうございました。

どうぞ。

○Hさん 度々の質問で申し訳ないんですが、スライドの中にありました事業の影響の分析・評価というところなんですけれども、こちらが聞き漏らしたのかもしれないので、再度教えていただきたいんですが、途上国の場合、環境的影響の分析、色々な項目が並んでいるんですが、具体的には実際は、言葉はあったとしても、中身の実行が伴っていないとか、法律が整っていないとか、あるいはそのための、その国でガイドラインが揃っていないということが多々あるんですけれども、そうした場合に、実際にPDDを

書く上に当たっての、ここのインパクトがどの程度あるのかということが1点と、それに、これは意見的なものなんですけれども、こういった途上国に対して、キャパビルというものを、国としてはどういう風に捉えていくのかなということを、ちょっと教えていただければと思います。

○永目 ここの議論は、国際的なそういうガイドラインをここで設定して途上国に押しつけることは困るけれども、キャパシティ・ビルディングというコンテクストの中で、そういうガイドライン、例えばアジア開発銀行がアジア地域でやっているガイドライン、そういうものは非常にモデストなもので、参考になるんじゃないかという指摘もあって、各国で、ある国で、そういう細かいものが整備されていないという際には、そこで、例えばアジア開発銀行がその国への融資事業で採用しているものがあれば、それを採用しますよ、ということを説明すれば、PDDを審査するDOEも、それの妥当性を認めると思います。また、そういう相手国、事業実施国のキャパシティ・ビルディングの観点で、そこに国内法規の細かいガイドラインがないのであれば、援助機関のものを使っていきながら、国内ガイドラインが将来的に体制整備されていくというような方向であれば、それは良いのだと思います。

だから、ここであたかも各事業実施国がきちんとコンクリートな法整備なり、通達を完備しているかのように書いてありますけれども、そうではなくて、そういうものがない場合は、その国でどこかの援助機関が採用しているものを使っていくことが認められており、新たに事業者が開発するという必要は全くないと思います。

○司会 ありがとうございました。

ご質問、ご意見等ございましたら、どうぞよろしくお願いします。

では、よろしいでしょうか。時間も予定の4時を過ぎましたが、よろしいでしょうか。それでは、ご質問、ご 意見等も尽きたようです。

永目調査官、2時間にわたりまして懇切丁寧なご説明、あるいは質疑応答をいただきまして本当にあり がとうございました。

以上をもちまして、COP9の報告会を終了させていただきますが、ここでまた最後に永目調査官に盛 大な拍手をよろしくお願いいたします。(拍手)

どうもありがとうございました。